

| 会 議 記 録 | | | | |
|------------------|---|-------|-------------|--------------------------------------|
| 会 議 の 名 称 | 議 会 運 営 委 員 会 | | | 会 議 場 所 第 3 委 員 会 室 担 当 職 員 鈴 木 智 |
| 日 時 | 平 成 2 8 年 3 月 2 5 日 (金 曜 日) | | 開 議 | 午 後 2 時 1 1 分 |
| | | | 閉 議 | 午 後 3 時 0 8 分 |
| 出 席 委 員 | 藤 本 奥 野 田 中 小 島 木 曾 石 野 < 西 口 議 長 > < 福 井 副 議 長 > (委 員 外 議 員) 酒 井 (欠 席 : 堤 委 員 長) | | | |
| 執 行 機 関 出 席 者 | | | | |
| 事 務 局 出 席 者 | 藤 村 局 長、山 内 次 長、船 越 総 務 係 長、鈴 木 議 事 調 査 係 長、三 宅 主 任、池 永 主 任 | | | |
| 傍 聴 | 可 | 市 民 名 | 報 道 関 係 者 名 | 議 員 名 () |

会 議 の 概 要

1 4 : 1 1

〔 藤 本 副 委 員 長 開 議 〕

1 追 加 議 案 に つ い て

2 3 月 定 例 会 最 終 日 (3 月 2 8 日) 日 程 等 に つ い て

[事 務 局 長 説 明]

- (1) 会 議 順 序
- (2) 議 事 日 程
- (3) 修 正 案
- (4) 請 願
- (5) 人 事 議 案
- (6) 議 第 1 号 議 案 ~ 議 第 3 号 議 案

< 藤 本 副 委 員 長 >

議 員 提 案 議 案 の 発 議 者 の 考 え 方 と し て は ど う か。

< 事 務 局 長 >

議 会 運 営 委 員 会 で 決 定 さ れ た 経 過 の あ る 議 案 で あ れ ば、議 会 運 営 委 員 会 の 委 員 長 が 発 議 者 に な っ て い た だ き、提 案 理 由 説 明 も 委 員 長 が 行 う の が 適 当 と 考 え る。

< 木 曾 委 員 >

堤 委 員 長 は 本 日 の 議 会 運 営 委 員 会 に 欠 席 さ れ て い る が、委 員 長 を 発 議 者 と し て お き、議 第 1 号 議 案 に つ い て の 提 案 理 由 説 明 は 副 委 員 長 が 行 っ て は ど う か。

< 藤 本 副 委 員 長 >

副 委 員 長 が 提 案 理 由 説 明 を 行 う の は 問 題 な い か。

< 事 務 局 長 >

議 会 運 営 委 員 会 で 決 定 さ れ た も の で あ る の で、議 会 運 営 委 員 会 の 委 員 が 提 案 理 由 説 明 を 行 う の で あ れ ば 問 題 な い と 考 え る。

< 木 曾 委 員 >

議 会 運 営 委 員 会 の 委 員 す べ て が 発 議 者 と な っ て お け ば よ い の で は な い か。

< 事 務 局 長 >

国会の先例では委員会提出議案は委員長が趣旨説明するのを例としている。また、議案の賛成者は発議者に代わって趣旨説明することができるとしている。このため、議第1号議案については、議会運営委員会の副委員長が提案理由説明をすることは適当であるとする。

<木曾委員>

提案理由説明は藤本副委員長が行うこととすればよい。

<藤本副委員長>

議第1号議案の提案理由説明は私が行う。また、議員提案議案3件の発議者はすべて議会運営委員会の委員長とする。

(7)意見書案、決議案

建設従業者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書(案)

<藤本副委員長>

発議者になるかどうか聞きたい。

<石野委員>

発議者になる。

<木曾委員>

発議者になる。

<田中委員>

発議者になる。

<藤本副委員長>

発議者にはならない。

<事務局長>

新清流会、緑風会、共産党議員団の幹事長名でよいか。

<藤本副委員長>

その通りとする。

軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書(案)

<藤本副委員長>

発議者になるかどうか聞きたい。

<石野委員>

発議者になる。

<木曾委員>

発議者になる。

<田中委員>

発議者にならない。

<藤本副委員長>

発議者になる。

新清流会、緑風会、公明党議員団の幹事長名とする。

北陸新幹線小浜ルートの早期整備を求める決議(案)

<藤本副委員長>

発議者になるかどうか聞きたい。

<石野委員>

発議者になる。

<木曾委員>

発議者になる。

<田中委員>

発議者にならない。ルートも詳細に決まっていない上に、地元の費用負担等課題があると考えている。

< 藤本副委員長 >

発議者になる。

新清流会、緑風会、公明党議員団の幹事長名とする。

(8) 討論通告期限

(9) 議員の派遣

(10) 選挙管理委員会委員及び補充員

3 議長声明について

[事務局長 説明]

< 藤本副委員長 >

同様の内容を決議案として提案するため、議長声明については行わないこととする。

4 6月定例会日程について

[事務局長 説明]

5 全員協議会、広報広聴会議規程について

[事務局長 説明]

< 木曾委員 >

会議の欠席届が必要となるので、会派で周知するため一旦持ち帰り後日返答したい。

< 事務局長 >

次回の議会運営委員会で決定いただききたい。

< 石野委員 >

会派に持ち帰り検討したい。

< 田中委員 >

この規程案で異論はない

< 藤本副委員長 >

本日は会派に持ち帰り検討いただき、後日の議会運営委員会で決定することとする。

6 議会報告&わがまちトークでの意見について(平成28年2月開催)

[事務局長 説明]

< 木曾委員 >

参考でよい。

< 藤本副委員長 >

参考とすることでよいか。

全員了

7 議会報告会について(広報広聴会議報告)

[事務局長 説明]

< 木曾委員 >

広報広聴会議が決定した方法で実施することでよい。

< 田中委員長 >

この方法でよい。

< 石野委員 >

この方法でよい。

< 藤本副委員長 >

広報広聴会議が決定した方法で実施することとする。

8 議会運営委員会視察日程について

[事務局長 説明]

< 藤本副委員長 >

この日程で視察を実施することとしてよいか。

全員了

9 その他

次回の議会運営委員会

専決処分案件の報告

北陸新幹線小浜ルート早期整備を求める決議（案）の送付

[事務局長 説明]

< 木曾委員 >

北陸新幹線小浜ルート早期整備を求める決議（案）については、対外的にアピールするため議長が文章の朗読をしてはどうか。

< 事務局長 >

決議案自体は発議者が議長に提出するため、議長が朗読するのはふさわしくない。先例・申合せには、意見書案又は決議案は、提案理由説明を行わないのが例であるとしているが、提案理由説明をした例もある。従ってこの場で提案理由説明を行う、行わない、また行う場合に誰が行うかを決定いただきたい。

< 木曾委員 >

支障がなければ私が提案理由説明を行う。

< 藤本副委員長 >

木曾委員が決議案の提案理由説明を行うこととする。また、可決された場合、決議の送付先は正副議長に精査いただくこととする。

15 : 08